

平成 27 年度 第 7 回長野市総合計画審議会 会議次第

日時：平成 28 年 3 月 28 日（月）
午後 2 時から
会場：庁議室（第一庁舎 5 階）

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 第五次総合計画 基本構想（案）について

(2) 第五次総合計画 基本計画について

4 その他

総合戦略付属資料「アクションプラン」の報告

5 閉会

長野市総合計画審議会

資料集

第五次長野市総合計画基本構想（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第五次長野市総合計画基本計画の構成等・・・・・・・・・・・・・・・・	26

平成 28 年 3 月 28 日

第五次長野市総合計画

基本構想（案）

平成 28 年 3 月

I 序論

1 策定の趣旨

平成 17（2005）年 1 月と平成 22（2010）年 1 月の合併を踏まえ、安定成長時代への移行を前提に、新たなフレームで平成 28（2016）年度を目標年次とする第四次長野市総合計画を策定し、「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」を目指して、まちづくりを進めてきました。

平成 23（2011）年の地方自治法の改正では、国の地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体の運営に関し、基本構想の策定義務が廃止されました。

しかし、人口減少や少子・高齢化の本格的な進行等、従来にはない変化に的確に対応し、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針として、長期的な展望を示すために第五次長野市総合計画を策定することとしました。

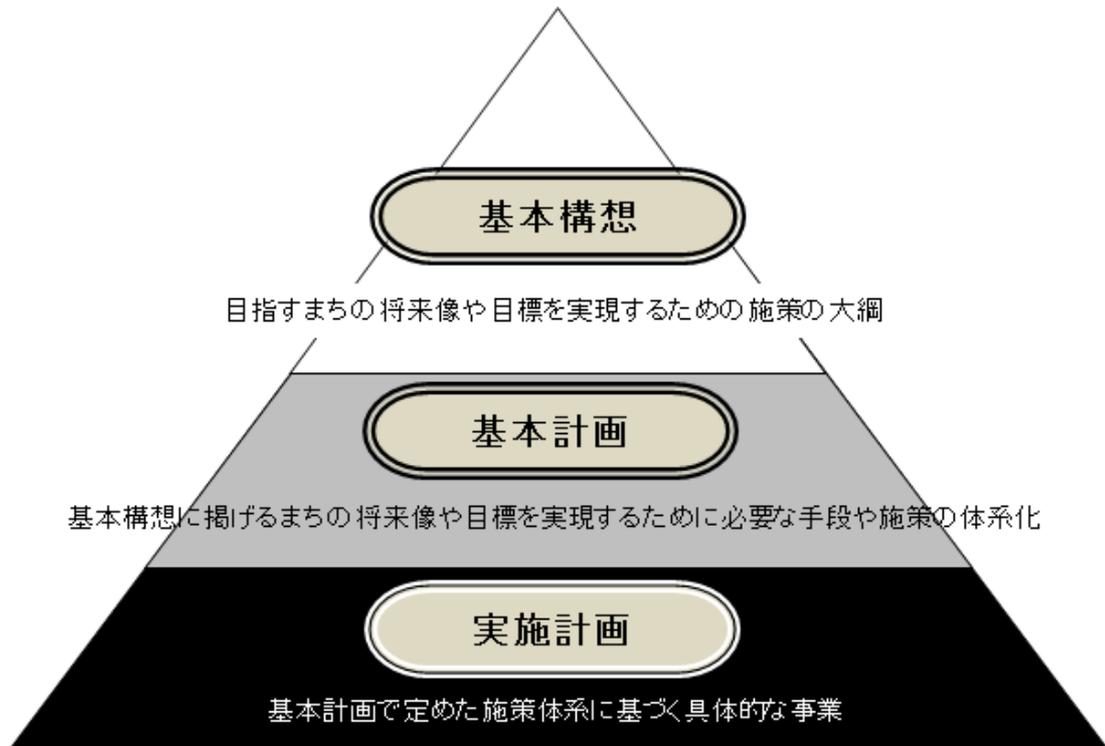
また、多くの分野で策定されている個別計画は、本計画を補完し具体化しているものであり、本計画は本市の最上位計画（最高方針）として位置付けるものです。

なお、本計画の基本構想については、長野市議会の議決すべき事件に関する条例に基づき、平成 29 年__月市議会定例会において議決を経ました。

2 計画の構成

基本構想、基本計画、実施計画の構成とし、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応します。

- 基本構想は、長期的な観点に立ち様々な情勢の変化などを見据えながら、目指すまちの将来像や目標を明らかにし、これらを実現するための施策の大綱を示します。
- 基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像や目標を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにします。
- 実施計画は、基本計画で定めた施策体系に基づく具体的な事業を示します。



3 計画期間

- 基本構想：10年間【平成29（2017）年度から38（2026）年度まで】
- 基本計画：5年間【前期は平成29（2017）年度から33（2021）年度まで】
- 実施計画：1年間 （年度）

	平成29 2017	平成30 2018	平成31 2019	平成32 2020	平成33 2021	平成34 2022	平成35 2023	平成36 2024	平成37 2025	平成38 2026
基本 構想	→									
基本 計画	→					→				
実施 計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

4 時代の潮流と長野市らしさ（強みと可能性）

(1) 時代の潮流

■本格的な人口減少時代の到来

わが国の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面に入っており、今後、減少スピードは加速度的に高まると推計されています。

本市も、平成 12（2000）年にピークとなり、今後は減少基調の推計となっています。また、人口構成は、より一層少子・高齢化の進行が見込まれており、社会保障関係費の増大が懸念されます。

このように、人口減少、少子・高齢化が進む中においては、経済規模の縮小や税収の減少が見込まれることから、効率的・効果的なまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、地方から大都市圏、とりわけ東京圏への流出傾向が続いており、歯止めをかける対策の必要性が高まっています。

■価値観の変化・多様化

物質的な豊かさが増進した現代社会において、価値観や生活様式が変化・多様化してきており、人々の志向は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ変化しています。

こうしたことから、市民ニーズが複雑・高度化していくことが想定されるため、的確に対応していく必要性が高まっています。

また、社会基盤整備が進む中、これらを有効に活用し、適切に維持・管理しながら「量から質」や「ハードからソフト」への転換の必要性も高まっています。

■安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災の発生、集中豪雨による浸水被害などが続発していることから、災害に対する危機意識が高まっています。

また、大気汚染などの環境問題や特殊詐欺などの事件・事故の続発により、安全・安心に関する意識も高まっています。

■経済情勢

経済情勢の安定成長から低成長への移行を踏まえ、税収の大きな伸びは期待できない状況にあります。

こうしたことから、戦略的な施策の絞り込みや限られた行政経営資源の効率的な配分による財政状況等に即した自治体経営が必要です。

このように、変化の激しい社会・経済情勢の中、自治体として大きな転換期を迎えていると言えます。

(2) 長野市らしさ（強みと可能性）

長野市ならではの強みを活用して更に魅力を高めるとともに、課題には正面から向き合うことで将来への可能性に転換し、長野市らしいまちづくりを推進するための共通認識として、本市が有する強みや可能性を掲げます。

■地理的な特性

本市は長野県の北部に位置し、市内の中央に千曲川や犀川が流れ、妙高戸隠連山国立公園をはじめとする山並みに抱かれた長野盆地にあります。

季節風の影響を受けにくいため年間を通して湿度が低く、寒暖差が大きい中央高地の気候ですが、日本海側の気候の特色も併せ持っています。また、台風の影響を受けにくく、全国平均と比較し降水量は大変少なく、晴れの日や日照時間が多い地域です。

■豊かな自然

自然環境と生態系を健全に維持していくための基礎となる多様な生物が生育し、市街地から自動車ですら 30 分程度の距離に飯縄山、戸隠山等の豊かな自然が広がっています。

市域の約 4 分の 3 を占める中山間地域の豊かな自然は、適切に保全しながら観光交流や子育てなど、幅広く有効に活用できる可能性を有しています。

■独自の歴史・文化

古くから善光寺の門前町として栄え、明治 30（1897）年に市制を施行して以来、地域の政治・経済の要として発展してきました。

武田信玄と上杉謙信が戦った川中島古戦場、真田十万石の城下町松代、伝説の里戸隠や鬼無里など全国的に有名な歴史・文化遺産を有しています。

■都市としての機能

長野県の県都として、国や県の行政機関、スポーツ・コンベンション施設や文化・研究機能が集積しています。また、長野県北部の中核として、商業施設や福祉・医療等の都市機能も集積しています。

信州大学をはじめとする高等教育機関が市内に所在しているため、専門的な知見や学生の活力をまちづくりへ活用できる可能性を有しています。

■交通の要衝

北陸新幹線（長野経由）や高速道路等の高速交通網により、太平洋側と日本海側を結ぶ拠点としての機能を持っており、新幹線では東京から最速で約 80 分の距離にあります。

平成 27（2015）年 3 月の新幹線金沢延伸により、観光・経済などの面で北陸地方との交流が活発になってきており、更なる広域的な連携強化や交

流の推進につながる可能性を有しています。

■オリンピック開催都市としての財産

平成 10（1998）年のオリンピック・パラリンピック冬季競技大会や平成 17（2005）年のスペシャルオリンピックスの開催により、世界的な知名度を有しているとともに、冬季スポーツ競技の大会を開催できる施設や高いボランティア意識など、有形無形の財産も有しています。

オリンピック・パラリンピック冬季競技大会等の開催から多くの時間が経過しており、様々な財産を改めて見つめ直し後世へ伝承することで、本市への誇りの更なる醸成につながる可能性を有しています。

また、様々な大会開催を主な契機として、ボランティア団体の登録数が多くなっており、高いボランティア意識を活用したまちづくりの推進につながる可能性を有しています。

■産業の構造

主な産業としては、卸売業・小売業や医療・福祉を中心とする第三次産業が総生産ベースで約 8 割を占めているほか、第二次産業では食料品、電子部品等の製造業も盛んです。

第一次産業では、農家数の減少や従事者の高齢化が進行していますが、本市農業の特色のひとつであるりんご等の果実は、多品種であるとともに市場の評価が高く、消費者ニーズを捉えた新品種や新技術の導入を更に進めることにより、より重要な産業となる可能性を有しています。

■市民との協働によるまちづくり

平成 17（2005）年と平成 22（2010）年の合併による市域の拡大に伴い、地域の住民ニーズや特性に配慮した施策が求められていた中、地域住民との協働による取組を行うことで、地域の実態に即したまちづくりを進めるとともに、地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民主体のまちづくりを積極的に支援していく都市内分権を進めています。

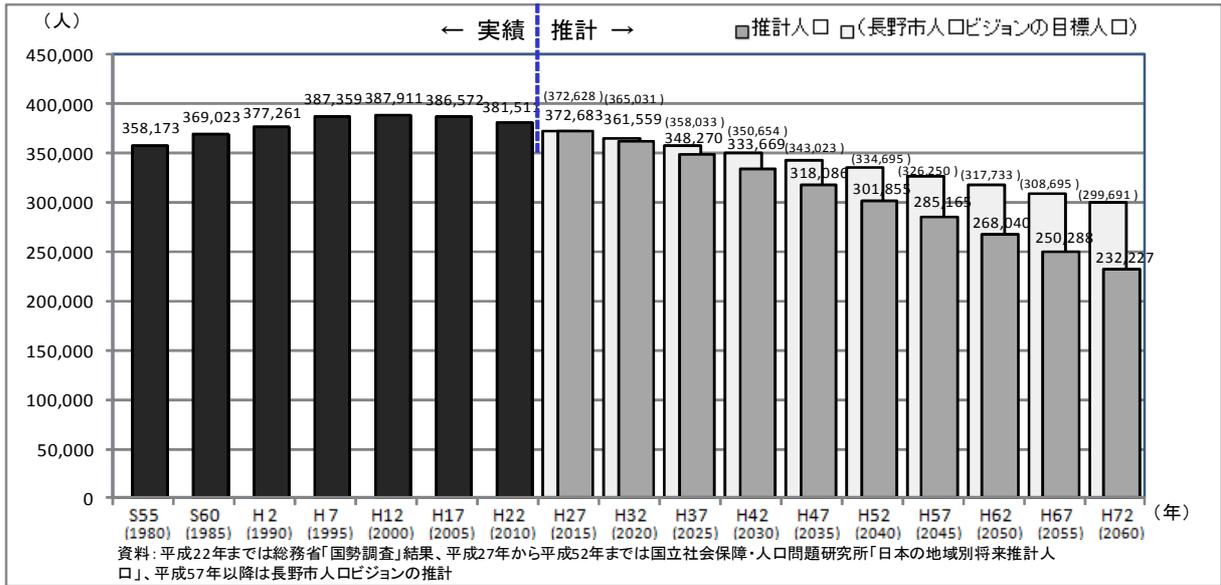
この仕組の課題を解決し一層充実することにより、市民や地域の力を活かしたまちづくりの推進につながる可能性を有しています。

このように、十分に利用・発信していない資源や環境を強みとして再認識し、活用に向け従来にない横断的な取組が必要となっています。

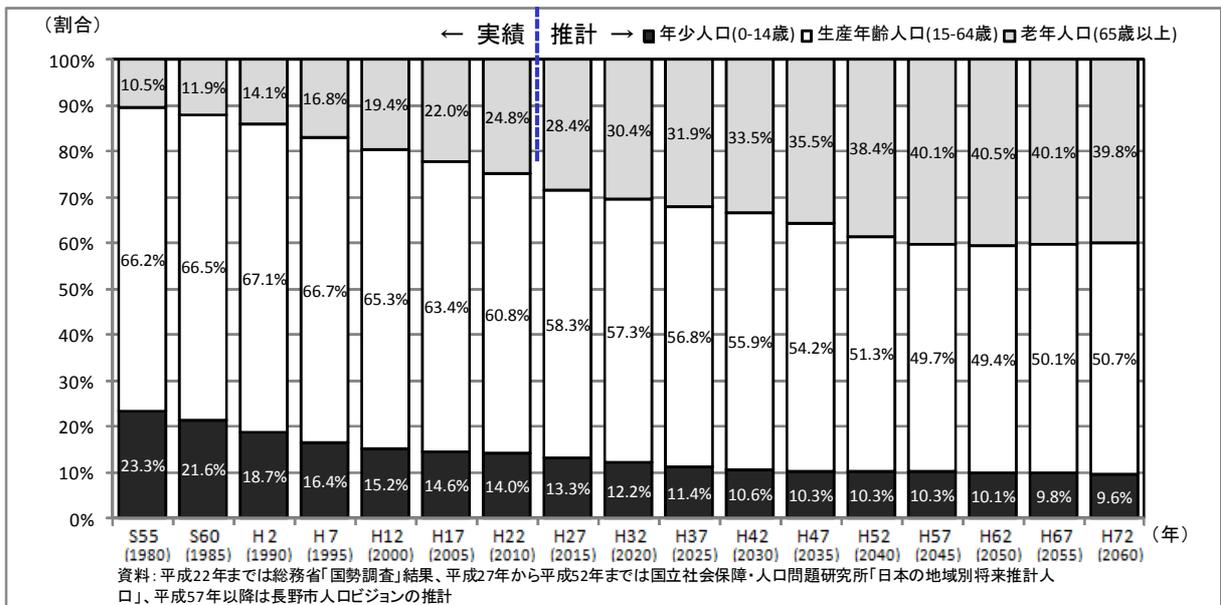
5 基本指標

(1) 人口推計

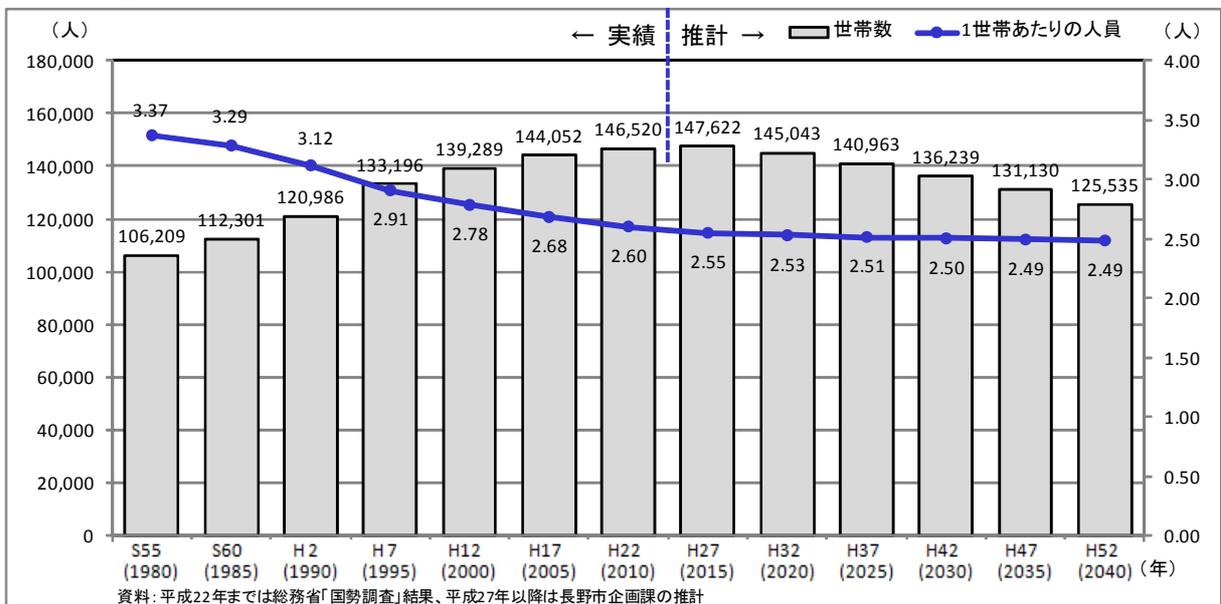
■総人口



■年齢3区分別人口

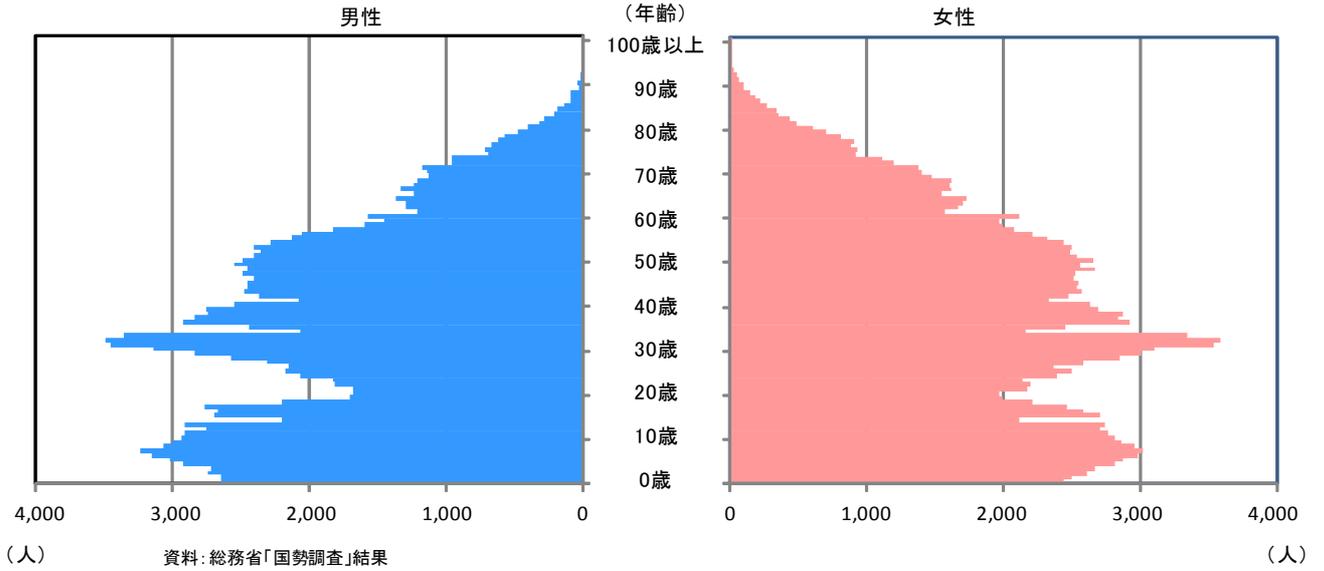


■世帯数

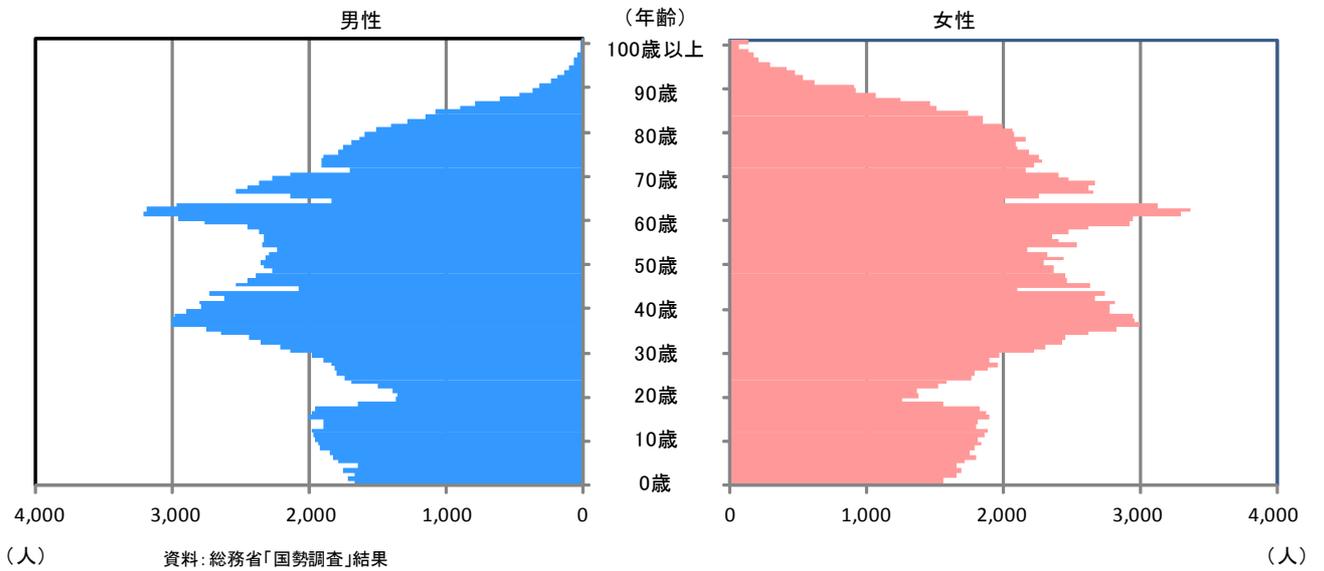


■人口ピラミッド

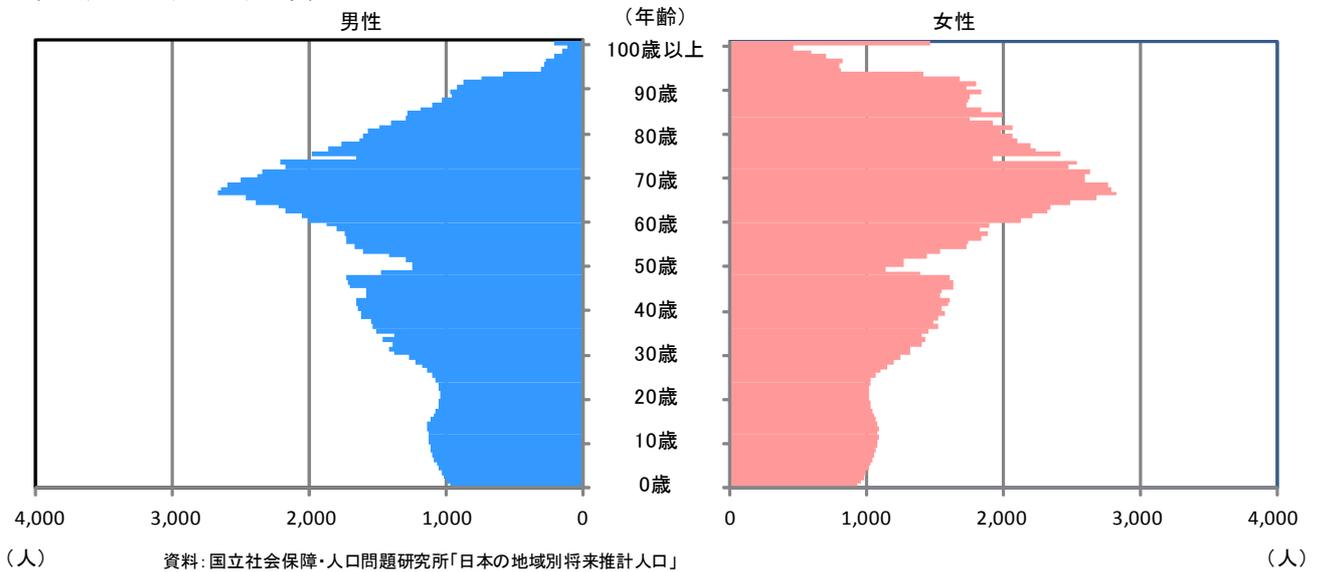
[昭和 55 (1980) 年]



[平成 22 (2010) 年]

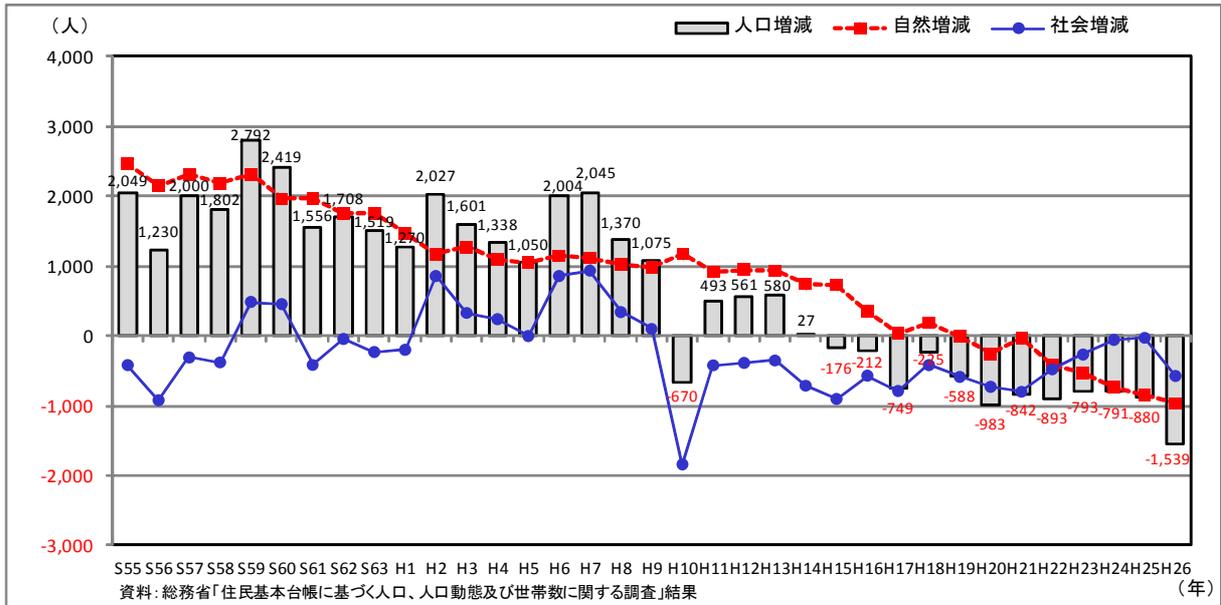


[平成 52 (2040) 年]



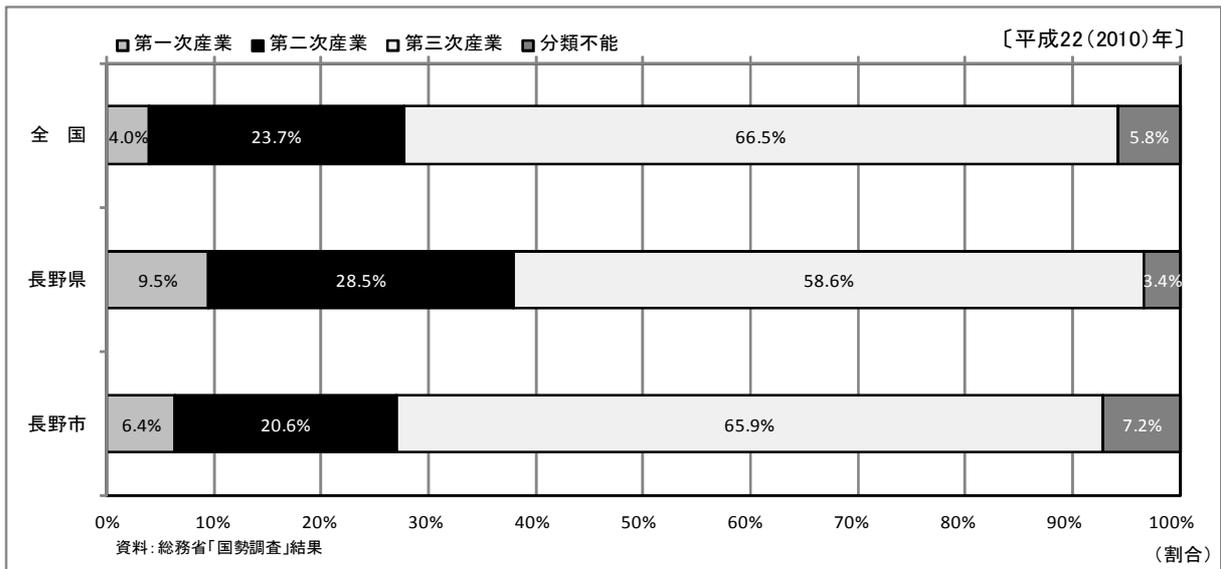
(2) 人口動態

■自然動態と社会動態

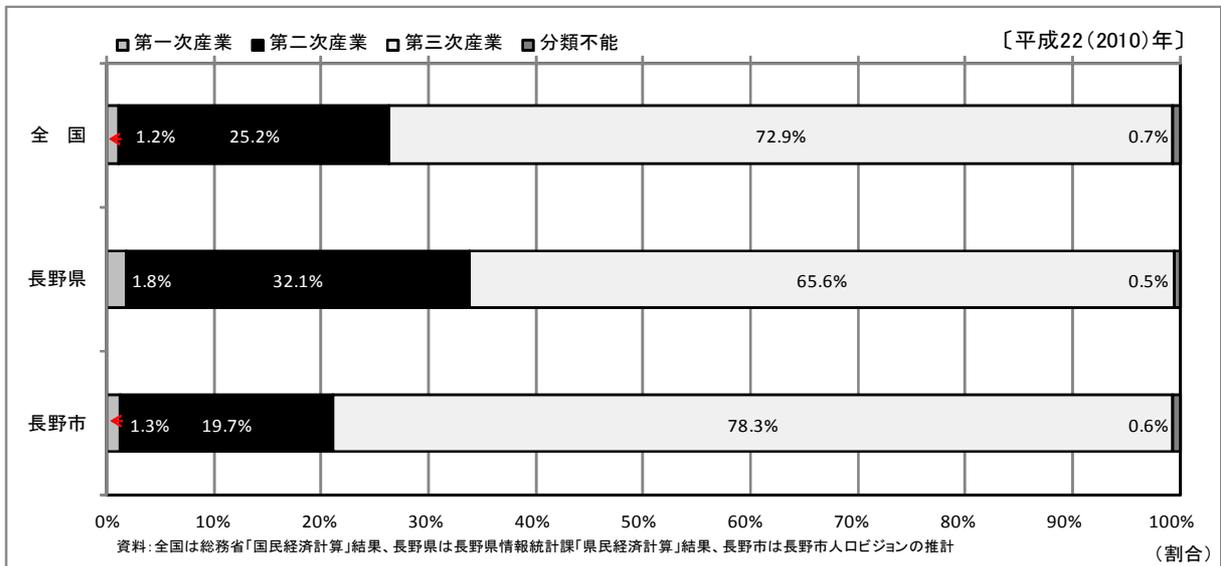


(3) 就業構造

■就業者数の産業別構成比



■総生産の産業別構成比



Ⅱ 基本構想

1 まちづくりの基本方針

人口減少の推計などが表すように、時代の転換期を迎えていることから、今後は従来どおりの考え方、姿勢、手法では未来を切り開いていくことはできません。

以下の基本的な方針の下に本計画を実行し、まちの将来像の着実な実現を目指すこととします。

(1) 市民の「幸せ」の実現

人口減少、少子・高齢化が進むとともに、価値観が多様化し行政課題が複雑になる中、地方公共団体の基本的役割である地方自治法第1条「住民の福祉の増進」に向け、市民個人や地域社会の「幸せ」の増進を図ることが重要です。

時代の大きな転換期である今こそ行政の基本的役割を見つめ直し、より多くの市民が真の豊かさや幸せを実感し、いきいきと生活できるまちを目指します。

(2) 「持続可能な」まちづくりの推進

財政状況は厳しさが増すことが見込まれるため、足腰の強い財政基盤を確立し、限りある行政経営資源を効果的・効率的に活用し持続可能なまちを目指します。

また、市民の意思と力を活かした市民との協働のまちづくりが進む中、市民や地域力を原動力にしながら、多様な主体によるまちづくりの担い手と連携して持続可能なまちを目指します。

さらに、地球温暖化の防止や生物多様性の確保、限りある資源の有効活用など、直面する環境問題の解決に向けた取組を実施し、持続可能なまちを目指します。

(3) 「長野市らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出

自然環境、交通環境等、それぞれに強みと可能性を有しており、強みを更に磨き上げるとともに、可能性を伸ばしながら長野市らしさを十分に発揮したまちづくりを戦略的に推進します。

また、人口の減少は、まちの活力の低下に影響するひとつの要因となることから歯止めをかけるとともに、本市特有の地域資源を活用してまちの活力と魅力の維持・創出を目指します。

2 まちの将来像

理想とする未来の長野市を具体的にイメージし、本計画の目標となる「まちの将来像」を次のように定めます。

幸 せ 実 感 都 市 な が の
～ “オールながの” で未来を創造しよう ～

人口減少社会、成熟社会が到来した現在、序論で整理したように本市が有する優位性を活用しアドバンテージを発揮しながら、抱える課題を可能性に変え「長野市らしい魅力ある」まちとして、歩み続けていくことが必要となります。

価値観が多様化し行政課題が複雑化しているため、住民の福祉の増進を図るとともに、本市の多様性ある構成や成り立ち・特性を踏まえた地域づくりを進め、市全体の「幸せ」の総和の拡大を目指していくことを「幸せ実感都市」と表しています。

また、副題として多くの市民が本市への誇りを胸に未来への希望を実感できるまちづくりに向け、全市を挙げて取り組むことを「“オールながの”で未来を創造しよう」と表現しています。



<イラストイメージ>

3 土地利用構想

土地利用構想は、社会・経済情勢や本市の土地利用の状況、国・県が策定する国土利用計画を踏まえ、今後の本市の適正な土地利用を促進するための基本的な方針を示すものです。

土地利用の状況 ※ 平成28年4月現在の数値を掲載予定

参考：第四次長野市総合計画後期基本計画 土地利用の状況（平成23年4月現在）

1 土地利用区分別面積

土地利用区分	（平成23年4月現在）	
	面積（ha）	構成比（％）
農用地	8,960	11
森林	54,047	65
原野	753	1
水面・河川・水路	2,960	3
道路	3,410	4
宅地	6,490	8
その他	6,865	8
市域全体	83,485	100

2 関係法令に基づく計画区域面積

関係法令の名称	計画区域の名称	（平成23年4月現在）	
		計画区域の面積（ha）	
都市計画法	都市計画区域	21,541	（市域の約26％）
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	43,547	（市域の約52％）
森林法	地域森林計画対象民有林	41,561	（市域の約50％）
自然公園法	国立公園区域	10,204	（市域の約12％）

土地利用の現況と課題

- 市民共通の生活・生産基盤であり、限られた資源である土地は、市民の理解と協働の下、公共の福祉を十分考慮し、長期的視点に立った利用を進める必要があります。
- 人口減少の進行などの社会情勢の変化による中心市街地の空洞化の進行、低・未利用地や空き家の増加などから、都市的土地利用^{※1}の需要が減少しています。

また、農業の担い手不足による荒廃農地の増加、木材価格の低迷等に伴い適切施業が行なわれない森林が増加していることなどから、農林業的土地利用の需要が減少しています。

このように、全体として土地利用の需要が減少することから、土地の適切な管理と有効利用を図る必要があります。

※1 都市的土地利用…住宅地・商工業用地・道路など、主として人工的施設による土地利用
（出典：国土利用計画（長野県計画）—第四次—）

- 自然環境の悪化は、生態系の持つ食料・水の供給機能など生活基盤の維持に影響するとともに、生物多様性や美しい景観など貴重な資源の喪失を招くおそれがあることから、自然環境を保全し、適正に活用することが求められています。
- 東日本大震災や長野県神城断層地震、集中豪雨などの経験により、安全・安心に対する意識が高まっていることから、自然災害等に対応するため、安全に配慮した土地利用が必要となります。

土地利用の基本方針

- ◇ 土地の適切な管理と有効利用
- ◇ 自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用
- ◇ 安全で安心できる土地利用

◇ 土地の適切な管理と有効利用

- ・ 都市的土地利用については、地域の特性に応じて市街地では都市機能を集約し、市街地周辺地域及び中山間地域では生活機能を維持するとともに、低・未利用地や既存ストックの有効利用などを図ります。
また、互いの機能を補うネットワークの形成を図ります。
- ・ 農業生産活動による土地利用については、優良農地の確保のほか担い手への農地の集積・集約を進め、荒廃農地の発生抑制と農地の有効利用を図ります。
また、林業生産活動による土地利用については、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を促進します。

◇ 自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用

- ・ 自然が持つ多様な機能を将来にわたり継承するため、環境保全の取組やバイオマスなどの再生可能な資源の活用を図り、自然環境と調和のとれた適正な土地利用を推進します。
- ・ 美しい自然、歴史・文化を感じる街並みや魅力ある都市空間などの景観の保全・再生・創出を図ります。
また、妙高戸隠連山国立公園や千曲川、犀川などの自然資源の活用や緑豊かな里山環境を活かした観光振興などを通じ、交流人口の増加や地域間の人の流れの拡大を図る土地利用を推進します。

◇ 安全で安心できる土地利用

- ・ 河川改修などのハード対策とまちづくり・地域づくりとの連携によるソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用を制限するなどの安全性に配慮した土地利用に努めます。

4 施策の大綱

【行政経営分野】

行政経営の方針

背景

かつて経験したことのない人口減少、少子・高齢化の急速な進行に伴い、
税収の減少や社会保障関係費の増大などによる厳しい財政状況、まちの活力
低下が懸念される中、中・長期的な視野の下、行政はもとより市民、地域コ
ミュニティ組織、市民公益活動団体、企業などが相互に協働し、「オールな
がの」でまちづくりを推進していく必要があります。

目指す方向

限られた行政経営資源を最適に配分し、最大限に活用するとともに、市民
のまちづくりへの積極的な参加と、市政に対する高い市民満足度を実現し、
市民が主役の持続可能なまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 市民が主役のまちづくりの推進

- 市民とともにつくる市政を推進します。
- 市民によるまちづくり活動を支援します。

2 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立

- 効果的で効率的な行財政運営を推進します。
- 市民の満足が得られる市政を推進します。
- 地方中核都市としての役割を遂行します。

人にやさしく人がいきいき暮らすまち「ながの」

背景

将来を担う子どもの減少や平均寿命の延伸が見込まれる中、若い世代や子育て世代が住みやすく、高齢者が生きがいを感じるとともに、だれもが認め合いながら社会に参加し、健やかに暮らすことができるまちづくりを進める必要があります。

目指す方向

だれもが健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合う中で、いきいきと暮らすことができるまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 少子化対策・切れ目ない子育て支援

- 結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援します。
- 子どもの成長を育む環境を充実します。
- 社会的援助を必要とする家庭等の自立を支援します。

2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

- 高齢者福祉サービスを充実します。
- 高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。

3 だれもが自分らしく暮らせる社会の形成

- 障害者（児）福祉を充実します。
- 認め合い、支え合い、活かし合う地域社会を実現します。
- 生活の安定と自立を支援します。

4 安心して暮らせる健康づくりの推進

- 健康の保持・増進を支援します。
- 保健衛生を充実します。
- 地域医療体制を充実します。

5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

- 人権尊重社会を実現します。
- 男女共同参画社会を実現します。

人と自然が共生するまち「ながの」

背景

環境に配慮する市民意識が育まれつつある一方、わたしたちの日常生活や社会経済活動が地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を引き起こす一因となっていることから、環境保全に向けた取組を促進する必要があります。

目指す方向

市民・地域・事業者・行政などの連携の下、豊かな自然環境を保全し次世代へ継承するとともに、環境への配慮と心地よさが両立した持続可能な暮らしの実現により、人と自然が共生するまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

- 1 **かけがえのない自然を未来へつなぐまちづくり**
 - 豊かな自然環境を保全します。
 - 低炭素社会を実現します。
- 2 **環境に配慮した心地よい暮らしづくり**
 - 良好な生活環境を保全します。
 - 循環型社会を実現します。

安全で安心して暮らせるまち「ながの」

背景

様々な災害の頻発、事件や事故が続発しており、安全・安心に対する意識が高まっている中、万が一に備えるため適切な対策を講じていく必要があります。

目指す方向

様々な危険から市民の生命・財産・暮らしを守るため、自助や共助の市民意識の醸成を図るとともに、関係機関との連携の下、安全確保施策を推進し、安全で安心して暮らせるまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 災害に強いまちづくりの推進

- 防災・減災対策を推進します。
- 消防力の充実・強化及び火災を予防します。

2 安心して暮らせる安全社会の構築

- 交通安全対策を推進します。
- 防犯対策を推進します。
- 安全な消費生活を確保します。

豊かな心を育み人と文化が輝くまち「ながの」

背景

高度情報化やグローバル化など社会環境の急速な変化に対応し、たくましく生きていく力を育成する必要があります。また、文化芸術やスポーツは人と人をつなぎ、ふるさとへの誇りと愛着を育む力があることから取組を支援する必要があります。

目指す方向

家庭・地域・学校が連携し、たくましく生きる人材を育成するとともにライフステージに応じた学習機会を提供します。また、文化芸術やスポーツを日常的に楽しむ環境をつくり、多彩な文化を継承・発信し、豊かな心を育み人と文化が輝くまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 未来を切り拓く人材の育成と環境の整備

- 幼児教育から高等教育までの充実を図ります。
- 子どもに応じた支援の充実を図ります。
- 家庭・地域・学校が相互に連携して教育力の向上を図ります。

2 豊かな人生を送るための学習機会の提供

- 生涯学習環境の充実を図ります。
- 学習成果を活かし地域づくりへの参加を促進します。

3 魅力あふれる文化の創造と継承

- 文化芸術活動を支援しだれもが親しめる環境を創造します。
- 文化を継承し魅力ある地域づくりを推進します。

4 スポーツを軸としたまちづくりの推進

- だれもがスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。
- スポーツを通じた交流の拡大を図ります。

5 国際交流・多文化共生の推進

- 異文化理解を深め国際交流活動を推進します。
- 多文化との共生を推進します。

産業の活力と賑わいのあふれるまち「ながの」

背景

市場のグローバル化、消費者ニーズの多様化、国内市場の縮小という経済環境の中で、産業の担い手の確保及び成長性と魅力を兼ね備えた産業の創出が求められており、長期的視点を持ちつつ成果が見える施策を講じていく必要があります。

目指す方向

多様化するニーズに対応した持続可能な産業を実現するため、産業の担い手の育成を図りながら、地域特性を活かした産業の振興を図り、多様な就労形態が支える、活力と賑わいのあふれるまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 観光の振興とコンベンション誘致の推進

- 豊富な観光資源等を活かし観光交流を促進します。
- 効果的な情報発信及び広域的市町村連携を推進します。
- コンベンションの誘致を促進します。

2 農林業の振興

- 多様な担い手が支える力強い農業を推進します。
- 森林の保全と資源の活用を促進します。

3 産業の集積と商工業の振興

- 地域産業の振興と集積を推進します。
- 人材育成、創業や新製品・新技術開発を促進します。
- 地域の特性を活かした商工業の振興を推進します。

4 就労の促進

- 就労を促進するとともに多様な働き方を支援します。
- 勤労者福祉の増進を図ります。

快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」

背景

都市部では、市街地の拡散と人口密度の低下により低・未利用地が増加している一方、中山間地域では、過疎化が進行しています。今後は、インフラの維持や居住者の生活を支える市民サービスの提供が困難になることが予想されるため、だれもが暮らしやすく、活動しやすい都市整備が必要です。

目指す方向

地域の特性に応じた都市機能の集約、中山間地域での生活機能の維持、またそれらを拠点とし、互いの機能を補うネットワークの形成を図るとともに、豊かな自然、歴史・文化を活かした交流と賑わいのある、快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

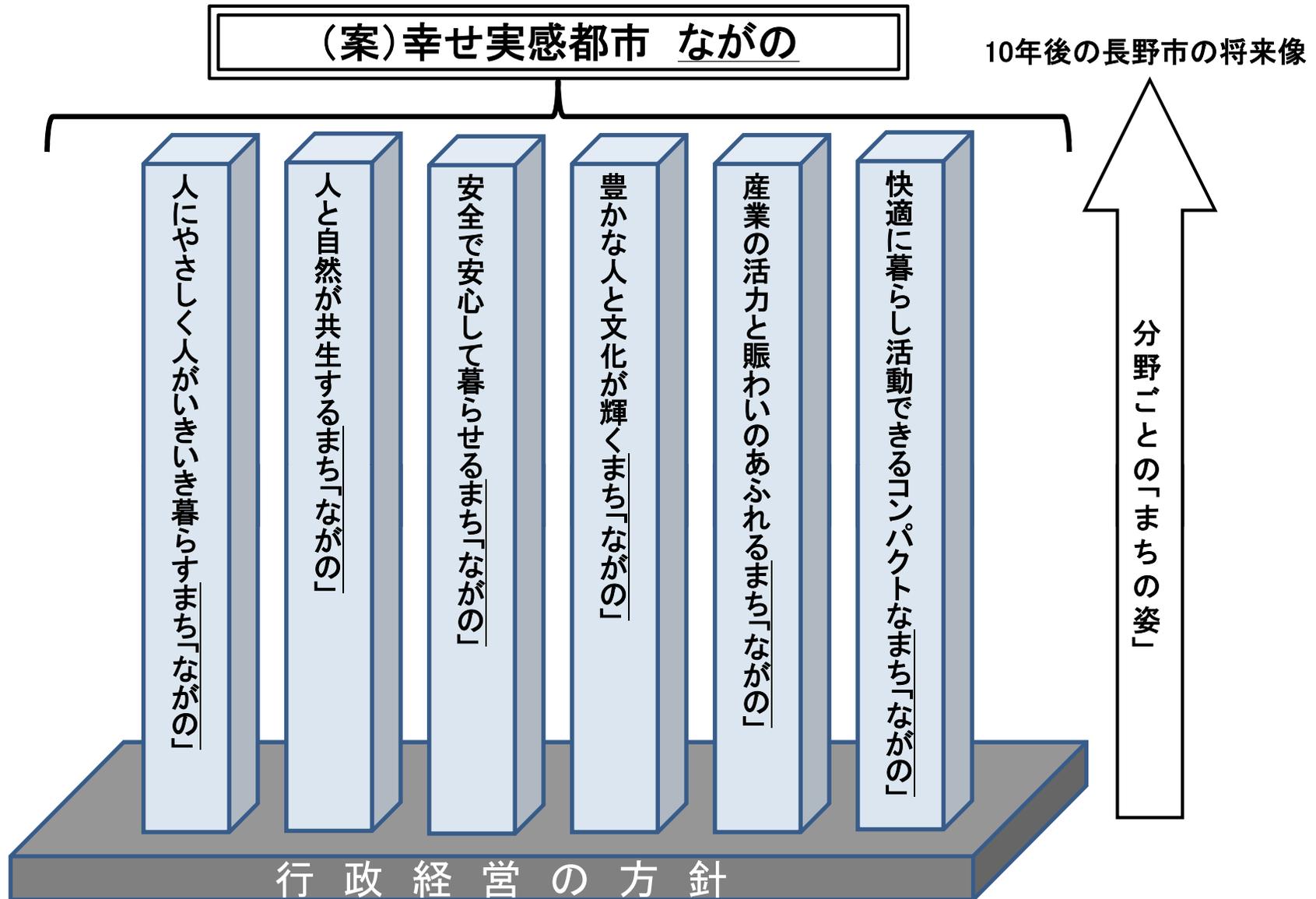
1 いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進

- 地域の特性に応じた都市機能を充実します。
- 暮らしを支える生活機能を維持します。
- 多世代のだれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 地域の特色を活かした景観を形成します。

2 拠点をつなぐネットワークの充実

- 地域のまちづくりと一体となった公共交通を構築します。
- 拠点をつなぐ道路網を整備します。

分野ごとの「まちの姿」の象徴的表現について



- 分野ごとの ○○なまち「ながの」の達成が、結果として将来像の「(案) 幸せ実感都市 ながの」となる。
- 基本構想 施策の大綱の「目指す方向」では、『○○なまち「ながの」を目指します』と記載し、分野ごとの「まちの姿」を統一的に表現することとしたい。
- なお、「まち」はソフトもハードも全てを包括する最も広義での使用とする。

第五次長野市総合計画の構成

I 序論

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の構成
- 3 計画期間
- 4 時代の潮流と長野市らしさ(強みと可能性)

(1)時代の潮流

-
-
-
-
-

策定方針に掲げた「人口減少の進行」、「従来にない部局横断的な対応を要する課題の発生」や「安全・安心に対する意識の高まり」等に関する記載

(2)長野市らしさ(強みと可能性)

-
-
-

地勢、歴史・文化、強みや可能性に関して記載

5 基本指標

(1)人口推計

-
-
-

(2)人口動態

-

(3)就業構造

-

まちづくりの枠組みに関し、総人口等の推計、人口動態、就業構造についてグラフを用いて記載

II 基本構想

目指すまちの将来像や目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示す部分

1 まちづくりの基本方針

- (1)
- (2)
- (3)

10年間の基本理念となる方針について記載

2 まちの将来像

10年後の将来像について記載

3 土地利用構想

(1)土地利用の現況と課題

■

■

■

(2)土地利用の基本方針

■

■

■

■

■

土地の利用に関し、現況と課題を示しながら、利用の基本的方針について記載

4 施策の大綱

(1)行政経営分野

(2)保健・福祉分野

(3)環境分野

(4)防災・安全分野

(5)教育・文化分野

(6)産業・経済分野

(7)都市整備分野

まちの将来像の実現に向け、7分野ごとにまちづくりの方向を記載

III 前期基本計画

基本構想において設定したまちの将来像や目標を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにする部分

1 前期基本計画の趣旨

2 基本計画の性格

まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性や整合を図る内容を記載 ⇒ 別紙

3 施策の展開

(1)行政経営分野

(2)保健・福祉分野

(3)環境分野

(4)防災・安全分野

(5)教育・文化分野

(6)産業・経済分野

(7)都市整備分野

基本構想の施策の大綱に基づく具体的展開を記載 ⇒ 別紙

4 財政推計

財政の中・長期的な枠組みを示す

IV 資料

● 策定経過

● 用語解説

基本計画の性格

～第五次総合計画における施策の重点化等について～

1 趣旨

本格的な人口減少時代の到来により、施策の展開に当たってはこれまで以上に選択と集中に基づく戦略性の発揮や重点化が求められる。

そこで、第五次総合計画における施策の重点化等について方向性を示すもの

2 基本的な考え方・留意すべき点

(1) 行政の基本的役割である「住民の福祉の増進」に向けて

必要な行政サービスの維持を前提とした上で、施策の重点化や選択的・戦略的な手段を用いた施策の推進を検討する必要がある。

(2) 基本構想との関係

第五次総合計画の内、「まちの将来像」や「施策の大綱」等を含む「基本構想」部分での重点化は、計画期間中におけるまちづくり全体の方向性を示す部分であるため理想的とはいえない。

(3) 基本計画との関係

①施策における選択的・戦略的表現

計画期間5年間である基本計画において、施策の推進に当たっては施策ごとの目指すまちの姿の実現に向かい、選択的・戦略的な手段を用いて取り組むことが考えられる。

ただし、(1)の観点から全ての施策において、この考えを適用することは現実的ではないため、適する施策での選択的・戦略的表現に配慮する必要がある。

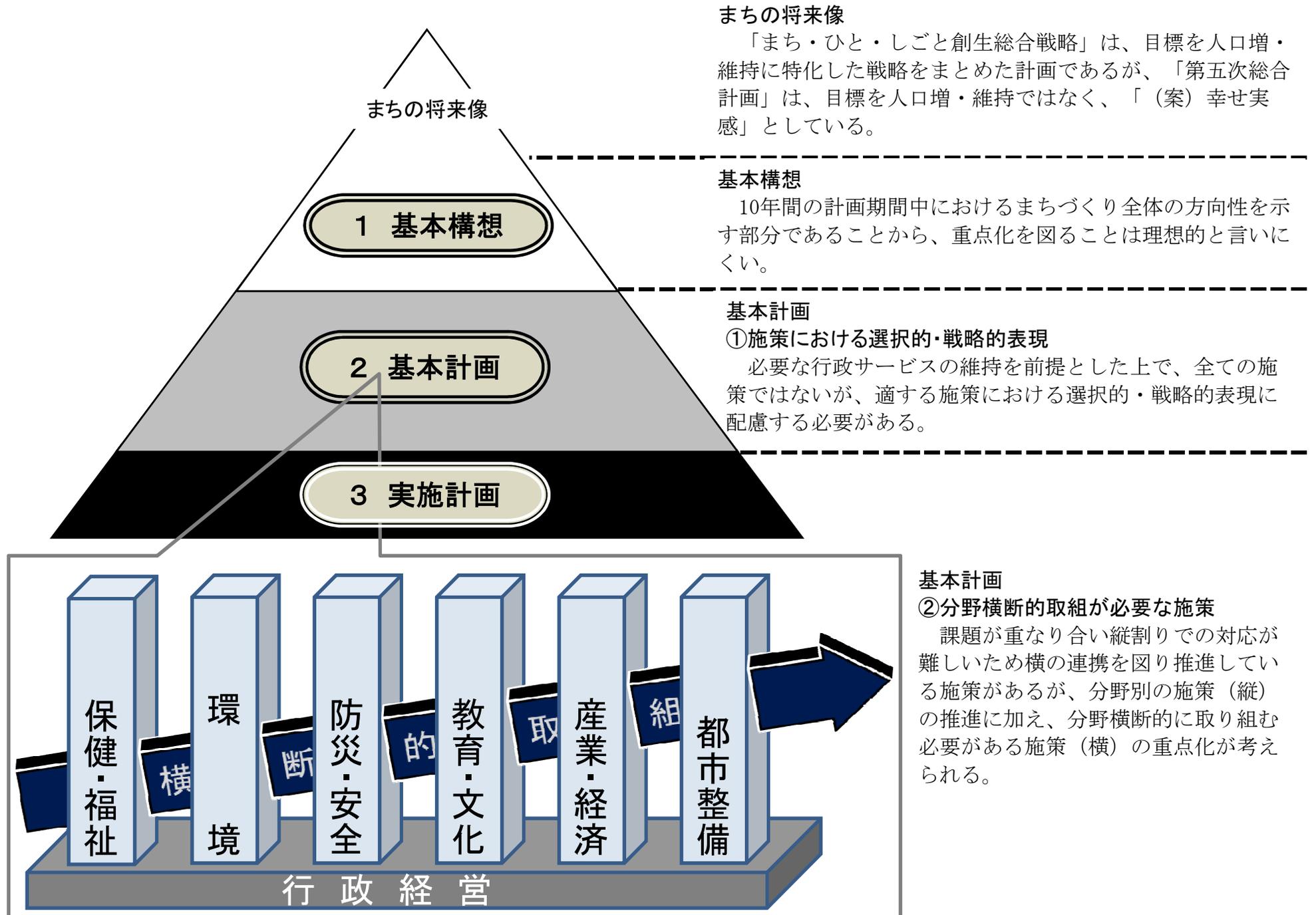
②分野横断的な取組を要する施策の重点化

課題が重なり合い縦割りでの対応が難しいため横の連携を図り推進している施策があるが、分野別の施策の推進に加え、これまで以上に分野横断的に取り組む必要がある施策の重点化が考えられる。

具体的例示

- ・人口減少時代への対応（長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略）
- ・市域の4分の3を占める中山間地域の振興
- ・地域の魅力の発揮と情報発信（交流の更なる拡大に向けて）

第五次総合計画における施策の重点化等について(イメージ図)



分野□ ●●●●●●●●まち「ながの」 【■■■■■分野】

政策1 ○○○○○○○○○の推進

【担当部局】 ◎◎◎部、△△△局

「基本構想 施策の大綱（分野別）」で示した「進めるべき政策」の名称を担当部局名と併せて記載する。

現況と課題

- ◎
-
-
-
- ◎
-

政策ごとに「時代の変化や変化に伴う課題」あるいは「本市の特長」について、「現況と課題」として明らかにする。

図表

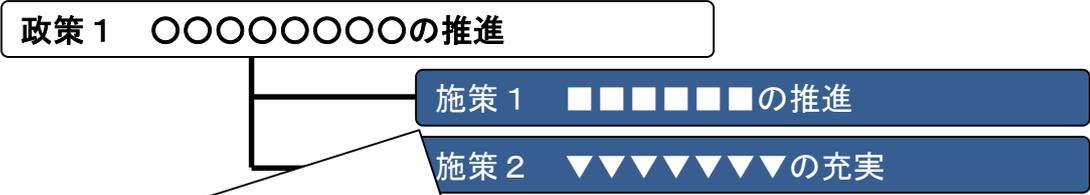
「現況と課題」を表す図表を掲げる。	「現況と課題」を表す図表を掲げる。
-------------------	-------------------

目指す状態

- ◎
- ◎

「現況と課題」を踏まえ、目指す状態を「○○○が□□□している。」というように、端的かつ明確に表現する。

体 系



「基本構想 施策の大綱（分野別）」で示した「進めるべき政策」の内容を説明している●を「施策」とする体系を絵として記載する。

主な取組

施策 1 ■■■■■■の推進

- ◎ (.....課)
- ◎ (.....課)
- ◎ (.....課)
- ◎ (.....課)

「目指す状態」の実現を図るための「施策 1 □□□□□□の推進」の主な取組内容と担当所属名を明らかにしながら記載する。

アンケート指標（市民が思う割合）

指標名	現状値	目標
●.....と感じる	%	%
●.....と感じる	%	%

「目指す状態」の進捗割合に対する市民意識を「アンケート指標」として設定し、「市民まちづくりアンケート」を用いて毎年度、進捗状況を確認する。

統計指標（統計による指数）

指標名	内容	現状値	目標
●.....	Km	Km
●.....	回	回
●.....	%	%

「アンケート指標」とは別に「目指す状態」の進捗割合を客観的に測る指標として「統計指標（統計による指数）」を設定し毎年度、進捗状況を確認する。

平成28年度の策定スケジュール

月	審議会	作業部会	備考
4		作業部会 ・審議会の報告 ・基本計画 施策の展開 (部会ごとのたたき台)① ↓ 作業部会 ・基本計画 施策の展開 (部会ごとのたたき台)②	現況と課題 目指す状態 取組内容
5		↓ 作業部会 ・基本計画 施策の展開 (部会ごとのたたき台)③	指 標
6	審議会 ・基本計画の性格 ・基本計画 施策の展開 (部会ごとのたたき台)		
7		作業部会 ・審議会の報告 ・基本計画 施策の展開(部会ごとの素案)	
8	審議会 ・基本計画の性格 ・基本計画(部会ごとの素案)		
9		作業部会 ・審議会の報告 ・基本計画 施策の展開(部会ごとの案)	
10	審議会 ・基本計画(案)	作業部会 ・審議会の報告 ・基本構想、基本計画の答申素案	
11	審議会 ・第五次総合計画(答申素案)基本構想 ・第五次総合計画(答申素案)基本計画 ↓		
12	パブリックコメント ↓		
1	審議会 ・パブリックコメントの報告 ・答申案の審議、決定 市長へ答申		
2			
3			